

認定訓練助成事業費補助金

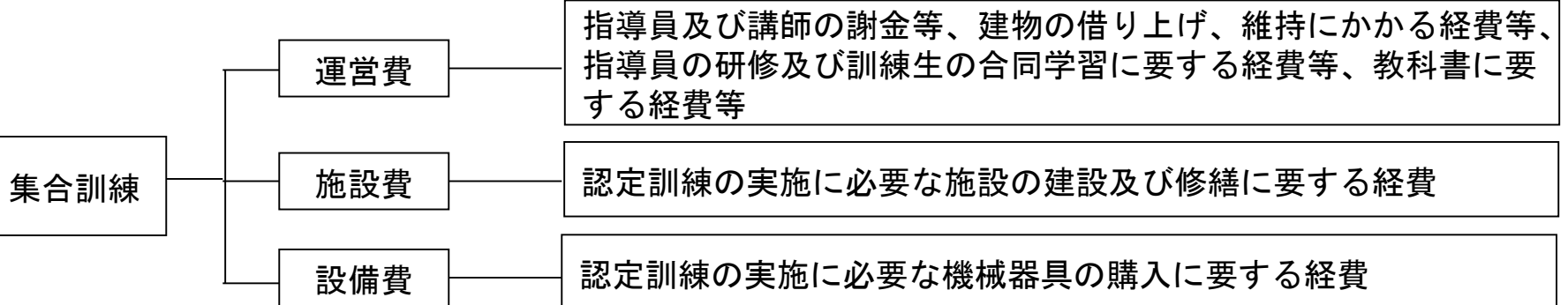
参考資料2

- 事業主等が行う職業訓練のうち、公共職業訓練と同等の基準に適合しているものについて、都道府県知事は事業主等の申請に基づき認定することができる。
- 認定職業訓練を行う中小企業事業主等に助成又は援助を行う都道府県に対し、国がその1/2を補助。

補助の主な要件

- 長期の訓練課程
中小企業事業主等に雇用されている者等、補助金の交付対象となる訓練生が、単独訓練にあつては3人以上、共同訓練にあつては1訓練科につき3人以上であること。
- 短期の訓練課程
中小企業事業主等に雇用されている者等、補助金の交付対象となる訓練生が、1訓練科につき1人以上であること。

補助の分類



補助の体系

